

公立大学法人滋賀県立大学近江環人地域再生学座運営規程

平成 23 年 1 月 5 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院副専攻規程（以下「副専攻規程」という。）
第 2 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県立大学大学院に設置する副専攻のうち、近江環人地域再生学座（以下「学座」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修の申請)

第 2 条 学座に係る履修申請は、各学期の開始前に行うものとする。

(科目等履修生)

第 3 条 学座に係る科目等履修生は、別表に定める授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

(称号の付与)

第 4 条 学長は、学座を修了した者または前条に定める単位を修得した科目等履修生で、所定の試験に合格した者に対して、近江環人（コミュニティ・アーキテクト）の称号を付与する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、学座の運営に関し必要な事項は、滋賀県立大学地域共生センター長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学コミュニティ・アーキテクト（近江環人）の称号の付与に関する規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表

| 授業科目 | 単位 | 備考 |
|----------------|----|----|
| 地域デザイン特論 | 1 | |
| 地域マネジメント特論 | 1 | |
| 成熟社会デザイン特論 | 2 | |
| 地域再生学特論 | 1 | |
| 地域イノベーション特論 | 1 | |
| サステイナブルデザイン特論 | 2 | |
| コミュニティ・プロジェクトⅠ | 1 | |
| コミュニティ・プロジェクトⅡ | 1 | |
| 実践現場体感特別講義Ⅰ | 1 | |
| 実践現場体感特別講義Ⅱ | 1 | |